岩手県告示第 183 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 道路の種類 一般国道

- (2) 路線名 340号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡川井村大字小国第2地割字中沢15番7地先内	新	m	m
		61.5~7.6	1, 010. 0
	IΒ	22.0~5.8	1, 010. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成20年3月14日から同年4月14日まで
- 2(1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 342号
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市厳美町字須川岳国有林 241 林班ろ小班地先内	新	m 34. 0∼12. 0	m 101. 0
	旧	19.5~11.0	101. 0
一関市厳美町字須川岳国有林 246 林班ほ 2 小班地先内	新	21.5~12.0	146. 5
	旧	15.0~9.0	146. 5
一関市厳美町字須川岳国有林 246 林班は 2 小班地先から 241 林班ろ小班地先まで	新	25. 0~14. 5	65. 5
	旧	17.5~13.0	65. 5
一関市厳美町字須川岳国有林 240 林班い 2 小班地先から ち小班地先まで	新	42. 5~16. 5	45. 5
	旧	23.0~16.0	45. 5
一関市厳美町字須川岳国有林 240 林班は 1 小班地先内	新	25.5~14.5	174. 0
	旧	15.0~9.0	174. 0
一関市厳美町字須川岳国有林 239 林班ほ 2 小班地先から に 1 小班地先まで	新	25.0~13.0	125. 5

	旧	18.5~10.5	125. 5
一関市厳美町字須川岳国有林 239 林班と 1 小班地先内	新	93.5∼15.5	344. 5
	旧	82. 5~11. 5	344. 5
一関市厳美町字須川岳国有林236 林班と1小班地先から へ3小班地先まで	新	21.5~12.5	138. 5
	旧	21.5~8.0	138. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - イ 期間 平成20年3月14日から同年4月14日まで